

報道発表資料の配付日時 10月15日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	新制度「 ホッカイドウ ウッド ハウス HOKKAIDO WOOD HOUSE」初の認定住宅が誕生 ～道産木材製品プレゼントキャンペーンも実施中～		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	道では、道産木材の利用促進とブランド価値の向上を図るため、道産木材を使用した住宅を「HOKKAIDO WOOD HOUSE」として認定する新制度を創設し、令和7年(2025年)6月1日より運用を開始しています。 1 「HOKKAIDO WOOD HOUSE」初の認定住宅について 令和7年(2025年)10月10日付けで、HOKKAIDO WOOD HOUSE 第1号を含む5戸の住宅を、初めて認定しました。 ○認定住宅数 5戸 (住宅所在市町村：札幌市2戸、恵庭市1戸、石狩市1戸、小樽市1戸) 2 「道産木材製品プレゼントキャンペーン」について 「HOKKAIDO WOOD HOUSE」制度の創設を記念し、<u>道産木材のクラフト雑貨が当たるキャンペーン</u>を現在実施中です。 (1) 応募対象者：「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の認定を受けた方 (2) 応募締切：令和8年(2026年)1月31日(土) 3 補助制度(道産木材住宅建設促進事業)について 道では、住宅の新築等における道産木材の利用を支援することで、住宅分野における道産木材の利用促進を図ることを目的に補助制度を実施しており、<u>第2回募集</u>を行います。 (1) 内容：道産木材を利用した住宅の新築等に係る費用を補助 (2) 補助額：定額20万円/棟 (3) 対象住宅：ホームページ掲載の要件を満たす住宅 (4) 申込期間：<u>令和7年(2025年)10月20日(月)～11月7日(金)</u> 4 その他 詳細は次のホームページをご確認ください。  HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定制度 HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度 キャンペーン 住宅補助制度		

他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所) 林政記者クラブ
---------------	--------------	--------------

担当 (連絡先)	北海道水産林務部林業木材課 担当：課長補佐 佐藤 TEL(ダイヤルイン) 011-204-5492 内線28-455
-------------	---



HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度
のご案内

北海道では、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築・設計し、PR等を行ってくださる工務店等を「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者として認証します。

建築推進業者に認証されると、北海道のホームページでのご紹介や、道産木材を利用した新築等の住宅に対する補助へのお申し込みを行っていただくことができます。

詳しくは「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rm/02_riyousuisin/hwh-suishingyousha.html



認証手続きの流れ

①手続きの準備

- ・実施要領及び運用、申請書類を道HPからダウンロード。
- ・実施要領及び運用の内容の確認



②書類の作成

- ・認証申請書の記入、必要な添付書類の準備



③書類の提出

- ・作成した申請書と添付書類一式を提出。



④建築推進業者の認証

- ・認証基準に基づき審査を行います。
- ・規定に適合することが認められる場合は、建築推進業者として認証されます。

主な認証基準は次のとおりです。詳しくは道HPをご確認ください。

- 1 HOKKAIDO WOOD HOUSEの建築推進に協力すること。
- 2 原則として本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。
- 3 住宅設計事業者の場合は、BIS、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
住宅建設事業者の場合は、BIS-E、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
- 4 申請する年の1月1日現在において、木造住宅建築の設計又は施工に2年以上従事していること。
- 5 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には必ず書面で行い、契約締結後、契約書及び関係図書を30年間保存すること。
- 6 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」、又は「一級建築施工管理技士」が在籍していること。
- 7 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まい」の要件に適合する住宅）等に努めること。

- 8 HOKKAIDO WOODメンバー（※）であること。

※「HOKKAIDO WOOD公式サイト」から「ロゴマーク届出（メンバー登録）」をお願いします。



認定証イメージ

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度は2025年6月1日よりスタート

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証制度のスタートにともない、「北の木の家」建築推進業者認証制度は、2025年5月31日をもって終了しました。
「北の木の家」建築推進業者の認証を受けており、HOKKAIDO WOODメンバーの登録をされた業者は、2025年6月1日から「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者として認証し、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者認証書を送付します。

詳しくは「北の木の家」建築推進業者認証制度
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rm/02_riyousuisin/kinoie-suishin.html



《お問い合わせ先》

北海道水産林務部林務局林業木材課利用推進係
TEL 011-204-5492 FAX 011-232-1294

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
E-MAIL suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp

2025年6月1日よりスタート

HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定制度のご案内

北海道では、北海道の木を使って建てた住宅を認定し、その魅力を発信することで、道産木材製品の利用がもっと広がることを目指し、本制度をスタートしました。

認定を受けると、道産木材を利用した新築等の住宅に対する補助制度の採択に有利になるほか、推奨基準を満たす場合は金融機関の優遇金利を受けることができる等のメリットがあります。

1 対象となる住宅とは？

次の認定基準または推奨基準のいずれかをすべて満たす住宅をHOKKAIDO WOOD HOUSEとして認定します。

認定基準 無償認定証を交付します。

- (1) 国内の戸建て住宅（什器やウッドデッキ・外構・木塀のみを施工した場合を除く。）
- (2) 原則として構造材や内装材、外装材に道産木材製品（合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているもの）を使用し、PR効果が高い住宅
- (3) 原則、2019年4月以降に竣工、または竣工予定の住宅

推奨基準 有償認定証を交付します。

- (1) 認定基準を満たす住宅
- (2) 延べ床面積1㎡あたり0.1㎥以上の道産木材製品を使用した住宅
- (3) ZEH水準（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6）に適合する住宅

2 認定申請できる方は？

次のすべてを満たす方が申請できます。

- (1) 申請する住宅の建築主・設計者・施工者のいずれかの方。
- (2) 申請する住宅の設計者・施工者のいずれかの方がHOKKAIDO WOODメンバー（※）であること。
- (3) HOKKAIDO WOODブランドを積極的にPRしてくれる方。

※HOKKAIDO WOODメンバーについては、裏面をご覧ください。

3 認定手続きの方法は？



詳しくは「HOKKAIDO WOOD HOUSE」認定制度
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rm/02_riyousuisin/hwh.html



北海道の木の家づくりを応援する、新しい取り組み。 「HOKKAIDO WOOD HOUSE」認定制度

北海道では、2025年度から「道産木材」を用いた家づくりを推進するための新たな制度「HOKKAIDO WOOD HOUSE（ホッカイドウ ウッド ハウス、以下HWH）」をスタートしました。道内の森林から伐採された木材を住宅建築に活用した家をHWHとして認定し、地材地消の家づくりの普及を後押し。優れた道産木材を使用し、豊富な知識と技術を持つ住宅メーカーや工務店などのビルダーによって建てられた、安心して快適な住まいの証となります。

現在、新制度のスタートを記念して「道産木材製品プレゼントキャンペーン」を開催中！ HWH認定を受けた際の認定番号により、抽選で60名様に道産木材を使った素敵な賞品をプレゼントいたします。住宅ローンの金利優遇や優先的な補助金の採択などのメリットがある認定制度を積極的にご利用ください！

抽選で計60名様に
素敵な賞品が当たる
キャンペーン開催中

キャンペーンへのお申し込み方法

認定番号を持っていない方

まずは以下のページにアクセスして制度の概要を確認のうえ申請し、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の認定を受けてください。

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」認定制度の
概要および申請等について



「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の認定を受けた方

以下の応募要項をご確認のうえ、キャンペーン特設サイトの応募フォームからお申し込みください。なお「認定基準」を満たした方と「推奨基準」を満たした方では、応募できる賞品が異なります。

「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定」道産木材製品
プレゼントキャンペーン！特設サイト



■ 認定基準

- ・国内で完成した戸建て住宅
- ・原則として構造材や内装材、外装材に道産木材製品を使用し、PR効果が高い住宅
- ・原則、2019年4月以降に竣工、または竣工予定の住宅

■ 推奨基準

- ・「認定基準」を満たす住宅
- ・延べ床面積1㎡あたり0.1㎡以上の道産木材製品を使用した住宅
- ・ZEH水準（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6）に適合する住宅

< 応募要項 >

- 応募対象者：「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の認定を受けたお施主様
- 応募締切：令和8年（2026年）1月31日（土）
- 応募方法：右記二次元コードから専用サイトにアクセスし、応募フォームに必要事項を入力して申し込み



キャンペーンの賞品はこちら！

ご応募いただいた方には、もちろん参加賞をプレゼント！

A賞 | 合計20名様

「推奨基準」を満たして認定を受けた方は
A賞からお選びください



Mango vase/small
(株)ササキ工芸



メイン時計(大)
(株)コサイン



酒器「小」ウズベア
(株)厚工器

B賞 | 合計40名様

「認定基準」を満たして認定を受けた方は
B賞からお選びください



【KEM】クルミコロコロ
(株)津別木材工芸舎



アイスクリュームへらセット
(一社)おけと森林文化振興協会



ドキュメントトレイ
「villa/A5サイズ」
道産ベニヤ(株)

※写真はイメージです。木目や色味は写真と異なる場合がございます ※A賞の抽選に落ちた方は、自動的にB賞の抽選対象となります

新築や増改築を
手がける
建築会社・設計事務所を
対象に
定額20万円
を
補助いたします！

道内の建築会社、設計事務所の皆様へ

「道産木材住宅建設促進事業」のご案内

「道産木材住宅建設促進事業」は、住宅分野における道産木材の利用促進を図るため、**道産木材を利用した住宅の「新築・増改築に係る費用」に対して北海道が補助を行う事業**です。対象はHOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度にて認証された建築会社や設計事務所[※]で、審査のうえ1棟につき定額20万円を補助[※]いたします。

※第2回は約30棟を予定していますが、予算に限りがあるため、審査要領に基づき補助対象者を選定します。審査内容は公表しませんので予めご了承ください

■対象者
HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者

■申し込み期間（第2回）
令和7年10月20日（月）～11月7日（金）

■申し込み方法
メール、郵送および持参

■提出先
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5F
一般社団法人 北海道ビルダーズ協会
TEL:011-215-1112 E-mail:hojo@do-ba.net

HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度とは？

基準を満たした道産木材の使用によって適に認証された住宅「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築しPR等を行っていただく工務店や設計事務所等を、北海道が認証する制度です。詳しくはこちらをご覧ください。



「道産木材住宅建設促進事業」の詳細は、
こちらをご覧ください



目的・内容

道産木材の利用を促進するため、住宅の新築・増改築に係る費用に対して補助を行う。

補助額

定額20万円/棟

補助対象者

HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者
（詳細は道のHP「HOKKAIDO WOOD HOUSE
建築推進業者認証制度」をご確認ください）



補助対象住宅

次の要件を全て満たすものとする。

- ①道内に建築する一戸建て（持家住宅に限る）
- ②延床面積1㎡あたり0.1㎡以上の道産木材を利用していること（外構施設である車庫等、自動車や自転車用の施設の面積は含めない）
- ③延床面積が70㎡以上であること（増改築の場合は、増改築する部分が対象）
- ④R7.4.1以降に工事が行われ、R8.1.31迄に完了すること。（検査済証の交付年月日を工事の完了日とする）
- ⑤国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと

※使用する道産木材は、**木材の産地及び合法性が証明**された木材・木材製品とする。

※申請書類の審査を経て採択が決定されますので、申請内容が要件を満たしていても採択されない場合があります。あらかじめご了承ください。

事業の流れ



申請者が行う手続き

北海道ビルダーズ協会が行う手続き



高い利用率



利用量の多さ



PR効果が高い取組

優先採択基準

⑥次の8つの基準に基づき、評価ポイントが高い住宅を優先。

なお、**原則として③については必須とする。**

（HOKKAIDO WOODを利用する建築事業者を増やすため、同じ申請者から複数の申請があった場合は件数を考慮し審査する。）

- ①道産木材の利用量
- ②道産木材利用率
- ③HOKKAIDO WOOD HOUSE[®]の認定を受ける住宅
- ④森林認証材を活用した住宅
- ⑤見学会の開催など、効果的なPRを実施する住宅
- ⑥北方型住宅基準を満たす住宅
- ⑦地域産材利用を促進する道内市町村事業との連携
- ⑧フラット35地域連携型（地域活性化）の利用

※ 道産木材製品の利用促進とブランド価値の向上を目的とする「道産木材を使用した住宅」を認定する制度。

【応募先】

一般社団法人北海道ビルダーズ協会

住 所：札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5階
電 話：011-215-1112
メール：hojo@do-ba.net